

津山圏域消防組合地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和元年 1 1 月

津山圏域消防組合

目 次

第1章 基本事項

- 1 目的
- 2 計画の期間
- 3 対象範囲
- 4 対象となる温室効果ガス

第2章 温室効果ガス排出量の状況及び目標

- 1 温室効果ガス排出状況
- 2 削減目標

第3章 取組について

- 1 職員の取組
- 2 庁舎・施設管理等の取組

第4章 進行・管理体制

- 1 体制
- 2 進行・管理の体制

第1章 基本事項

1 目的

津山圏域消防組合では、【地球温暖化対策の推進に関する法律】に基づき、庁舎内外の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、「津山圏域消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取組を推進していくこととします。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

※地方公共団体実行計画（事務事業編）は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条が準用されるため、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられています。

2 計画の期間

平成31年度から令和5年度の5年間を計画期間とする。本計画の基準年度は、平成30年度とします。

3 対象範囲

対象の範囲は、津山圏域消防組合が行う全ての事務及び事業とします。

4 対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象となる温室効果ガスのうち、排出量の多くを占め、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進していくこととします。

第2章 温室効果ガス排出量の状況及び目標

1 温室効果ガス排出状況

本計画の基準年度とする平成30年度の温室効果ガスの総排出量は732,439 KgCO₂であり、排出される主な活動は次表のとおりとなっています。

	エネルギー使用量	単位	CO ₂ 排出量	単位
電気の使用	697,299	Kwh	472,071	KgCO ₂
ガソリンの使用	59,294	L	137,562	KgCO ₂
軽油の使用	19,373	L	49,982	KgCO ₂
都市ガスの使用	9,340	m ³	25,218	KgCO ₂
LPGの使用	3,431	m ³	10,293	KgCO ₂
灯油の使用	14,985	L	37,313	KgCO ₂

※電気事業者別排出係数は、平成30年度排出量算定表を使用
(中国電力・調整後排出係数=0.677 KgCO₂/kwh)

2 削減目標

目標は、令和5年度の温室効果ガス総排出量を基準年度(平成30年度)比で、6% (43,947 KgCO₂相当) 以上削減することを目指します。

第3章 取組について

1 職員の取組

温室効果ガス排出削減目標及びエネルギー使用量等の削減目標を達成するため、職員ひとりひとりの環境配慮意識の向上が不可欠であり、実行していくことが重要です。

【省エネルギーの推進】

●照明

- ・休憩時、勤務時間外には不必要な照明を消灯する。
- ・会議室等は使用時のみ点灯する。
- ・業務や健康上の支障がない範囲で照度の調整、間引きを行う。
- ・器具の更新時には、消費電力の少ない照明器具（LED照明）の導入を図る。

●空調

- ・設定温度の適正化に努める。
- ・エアコン使用時にはブラインド、カーテンの利用により効率低下を防ぐこととする。
- ・エアコンの消し忘れに注意し、不在等の不必要なエアコンの使用を控えることとする。
- ・空調機器等の更新時には、省エネタイプの機器を積極的に導入することとする。

●OA事務機器等

- ・長時間使用しないときは、主電源を切るなどして待機電力の節減に努めることとする。
- ・更新、新規購入の際は、積極的に省エネタイプを選定することとする。

●給湯

- ・長時間使用しないときは、給湯器等の電源を切ることとする。
- ・ガスコンロ等の使用は使用時間に配慮し、節約を心がけた使用をすることとする。
- ・給湯温度を適切に管理することとする。

●公用車

- ・不要不急なアクセル操作を控え、エコドライブに努めることとする。
- ・燃費に大きく関与する、タイヤの空気圧及び積載物の管理など、毎日点検時に適正な維持管理に努めることとする。
- ・出張の際は積極的に公共交通機関や自転車等を活用し、公用車の使用を控えることとする。
- ・更新時には、環境性能に優れた低公害車の選定に努めることとする。

●その他

- ・ノー残業デイを実施し、事務の効率化による照明・空調等のエネルギー消費の削減

を実現することとする

- ・両面コピー、使用済み用紙の裏面印刷使用をすることとする。
- ・コピー機、印刷機の使用について、内容を吟味して実行することとする。

2 庁舎・施設管理等の取組

●庁舎・施設等の保守管理及び運用に関する取組

- ・庁舎施設の保守管理について、設備機器の日常的な点検及び清掃を継続して実施する。

庁舎施設の設備機器は、設置当初からは経年により運用方法が変更している場合があることから、現状に沿った運用へと見直しを適宜実施し、環境への負荷が少ない方法を探ることとする。

●庁舎・施設等の設備・機器等の新規、更新に関する取組

- ・庁舎施設の設備機器を新規又は更新していく際には、費用対効果を研究したうえで、省エネ対応タイプの導入検討をすることとする。

費用対効果については、初期導入費のほか、導入により長期継続的にエネルギーの使用量及び費用削減の効果が大きいとされる場合に、積極的に導入し省エネ化を図ることとする。

●再生可能エネルギーに関する取組

- ・太陽光の利用に代表される再生可能エネルギーについては、消防庁舎の一部に設置している事例もあるが、より拡充していくことを研究し検討していくこととする。

第4章 進行・管理体制

1 体制

計画は次の体制により、実施する。

推進体制

消 防 長

承認指示 ↓ ↑ 報告

推進管理体制－全庁・全職員体制で取り組む

推進責任者
【次長】

副推進責任者
総務課長・総務課参事

推進管理事務局
【総務課庶務係】

取組実行
【全職員】

※ 計画の策定・見直し・取組状況の点検評価

2 推進管理

P D C Aサイクルにより、全庁・全職員での取組とし、進捗状況を管理する。
計画の目標 (Plan)

取組実行 (Do)

取組実施状況等の点検 (Check)

状況を踏まえた見直し (Action)

具体的には、

①計画の目標 (Plan)

第2章の温室効果ガス排出量の目標を達成するため、温室効果ガスの排出抑制の重要性及び取組について、周知徹底を図るとともに、業務遂行の際の排出量削減・抑制に関する取組を励行する。

②取組実行 (Do)

計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減・抑制に努める。

③取組についてによる実施状況等の点検 (Check)

少なくとも四半期に一度、実行計画の進捗状況を把握し、年1回の点検評価を受けることとする。

④状況を踏まえた見直し (Action)

毎年、計画の進捗状況や取組の成果等に関して総括し、目安として、出納閉鎖を迎えてから年内に必要な応じて計画の見直しを行うこととする。

3 実績の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び取組の実施状況等について、組合ホームページに掲載することとする。